

SAGA ガストロノミー会議企画運営業務委託仕様書

1. 現状と課題

サガマリアーージュプロジェクトの実施から 4 年が経過し、県内料理人がスキルアップできる環境作りやトップシェフ等とのネットワーク形成、若手料理人や学生が新たにチャレンジできる機会の創出などの具体的な取組を積み重ねることで、サガマリアーージュの認知が徐々に広がってきている一方で、県内料理人が限られていることから、外から才能ある料理人が佐賀を訪れる機会を作るとともに、次代を担う料理人を発掘・育成していくことが求められる。

2. 事業目的

トップシェフをはじめとする県外料理人が県内の料理人や生産者、窯元などとの交流を通じてスキルアップする環境づくりや、料理人を目指す学生や若手料理人がより高いレベルに意識を向け今後の成長を促していけるような機会を作ることを目的に、食に関する様々なプロフェッショナルたちが佐賀に集い、多様な視点・角度で食の未来を語るシンポジウム「SAGA ガストロノミー会議」を開催する。

3. 摘要

本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、本仕様書に記載のない事項であっても、サガマリアーージュ推進協議会（以下「本協議会」という。）と決定委託事業者が協議して定めた事項についてはこれを遵守し、業務の遂行に当たらなければならない。

また、業務の実施にあたっては、関係者と連携を密にすること。

4. 事業概要

名 称	SAGA ガストロノミー会議
開催期間	令和 7 年 10 月 18 日（土）、19 日（日）
会 場	佐賀県立博物館、佐賀県立美術館及びその周辺（佐賀県佐賀市城内）
内 容	○食に関わるプロフェッショナルたちが多様な視点・角度で食の未来を語る トークセッション ○スターシェフや県内料理人たちの料理が堪能できる飲食イベント ○料理人が評価する県産食材やプロ仕様の器などを集めた見本市 ○料理人やメディアを対象にした生産現場を案内する産地ツアー
そ の 他	「佐賀さいこうフェス」との同時開催を想定 トークセッションは有料チケット制 飲食イベント及び見本市は有料販売（一部展示のみ） 産地ツアーは招待制

5. 業務内容

委託業務の内容は以下のとおりとし、各種法令の遵守に努め、効果的な事業展開を図るものとする。

（１）SAGA ガストロノミー会議の全体企画の設計・進行管理・運営管理

- 目的に基づいた各プログラムの企画の立案、設計
- 本番までのスケジュール管理
- 本番の運営管理、運営マニュアルの作成
- 各プログラムを実施するために必要な人材・人員を適切に配置すること。

(2) SAGA ガストロノミー会議の開催準備・運営

①トークセッション

- ・各セッションのテーマ設定、出演者選定、出演交渉
- ・各セッションは 60 分から 90 分を目安とし、3～5 つのプログラムを組むこと。また、出演者は、各セッションのテーマに沿った料理人や生産者、メディア、専門家、有識者などを選定すること。
- ・トークセッションの参加者は、県内外の料理人や生産者、窯元、食に興味のある企業、団体、個人、食業界への就職を希望する学生などを想定しており、幅広い層が興味を持つテーマの設定や出演者の選定を意識すること。
- ・出演者の移動、宿泊等の手配
- ・トークセッション全体の進行管理、進行シナリオの作成、MC の手配
- ・音響、照明などステージまわりの操作管理、必要機材の調達
- ・なお、トークセッションは 1 日のみの開催とする。

②飲食イベント

- ・佐賀県立博物館内のカフェ「TRES」及び博物館東側駐車場を使って複数の飲食ブースを設置する。
- ・ブースのイメージは、簡易テント（目安 3m×3m）に持ち運び可能な簡易調理器具（カセットコンロ等）を設置する程度とし、出店エリア全体が特別な企画であることが分かるような装飾を意識すること。
- ・「佐賀さいこうフェス」の来場者を意識して、集客につながりそうな目玉となるメニューを考案できるシェフやパティシエをブース毎にアサインすること。
- ・ブースの出店にあたっては、シェフやパティシエはメニューの監修のみとし、当日の調理や提供等はイベント出店に慣れた飲食店等に依頼すること。もしくは、既存の飲食店等に出店してもらう形を取ってもよい。
- ・各ブースのメニューは 2～3 品、販売単価は 1,000 円前後を想定。
- ・メニュー試作用の食材等は本協議会より提供可能だが、本番用の食材等の調達は、原価計算を行い、売上から捻出すること。
- ・飲食イベントは、本業務を受託した事業者が売上を立てて運営すること。
- ・飲食イベントの運営にあたって必要な諸手続きや衛生管理を行うこと。

③見本市

- ・料理人から一定の評価を得ている生産者等の選定、出店交渉（出店数の目安は、5～6 ブース）
- ・ブースで販売するものについて、生鮮品、加工品は問わない。
- ・来場者として料理人の参加が見込まれるため、プロ向け食器の展示も検討

④産地ツアー

- ・1 ツアー 10 名程度を想定
- ・ツアーは 2～3 パターンに分けて実施

- ・ツアーの行程は、本協議会から提案したものをベースに組み立てる
- ・ツアー参加者が乗車できるバスを手配
- ・体験プログラム（船に乗船する、収穫体験をするなど）を実施する場合は、費用負担について事前に生産者等と調整を行うこと。
- ・なお、ツアーはガストロノミー会議の前後に実施する。

（３）会場装飾デザイン・施工

- トークセッション、飲食イベント、見本市は、同じ敷地内で実施することから、トークセッション入口やステージ、各ブース、案内サイン等のデザインを統一すること。
- デザインを統一するにあたり、SAGA ガストロノミー会議の題字をデザインする。
- トークセッション、飲食イベント、見本市それぞれのレイアウトを作成
- 会場装飾の現場施工と撤去、現状復旧を行う
- 施工や撤去時は現地に責任者を配置すること。

（４）広報

- 集客のための広報計画の立案
 - ・特にトークセッションへの参加を促すためのターゲットやエリア設定を行い、効果的な広報計画を立案する。
 - ・佐賀さいこうフェスとの同時開催を念頭に置き、連動した広報計画を検討する。
- 広報計画に基づく広報物の作成、情報発信の実施
 - ・告知用のチラシ等を制作
 - ・SNS を活用した情報発信の実施
 - ・その他必要に応じて各種媒体を活用した情報発信を実施
- 記録用の写真撮影

（５）その他

- 本業務の実施にあたり、仕様書に記載のない業務が発生する場合は、都度、本協議会と協議を行い、実施の可否を検討する。
- サガマリアージュのロゴを使用する場合は、本協議会が提示する VI レギュレーションに基づき適切に取り扱うこと。

6. 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 1 月 31 日まで

7. 支払方法

前金払・完了払

8. 成果品等

受託者は、次に掲げる成果物を指定する部数ずつ、本協議会が指定する納入期限までに納めるものとする。

- （１）業務の実施結果を記した「業務完了報告書」 1 部
- （２）その他、本協議会と受託者が合意のうえ、成果品として提出を求めるもの
※紙で作成する成果品（業務完了報告書等）については、電子データでも 1 部納品するものとする。

9. 委託金額

上記業務内容を履行するために必要な費用

10. 留意事項

- (1) 本事業の実施に係る関係機関との調整・近隣対策等が必要な場合（申請・届出等含む）については、受託者によりこれを行うこと。
- (2) 使用料、出演料、謝礼、機材、設備、資機材等は、特に指示のない限り受託者が調達するものとし、その費用は全て契約金額に含めるものとする。
- (3) 受託者はイベント保険に加入し、加入後は保険書類の写しをイベント開催の2週間前までに本協議会に提出すること。真にやむを得ない理由がある場合は、イベント等の開催の時期及び場所等について変更する場合がある。その際は本協議会と受託者との協議によって決定する。
- (4) 受託者による会場の汚損及び損負傷又は第三者への損害は、受託者が弁償又は賠償する。
- (5) 自然災害等、やむを得ない事情により本事業の開催の延期や中止等が想定されることも留意すること。また、この場合の関係者等への連絡は原則として受託者が行うこととし、委託料の支払やその他の契約条件の変更等については、本協議会と受託者が協議のうえ決定するものとする。
- (6) 印刷物を作成する場合は、グリーン購入法に適用する企画の紙を使用するように努めること。
- (7) 本業務における全ての成果物、取得物及び著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）は本協議会に帰属するものとし、制作者は本協議会に対して著作人格権を行使しないものとする。（取得物については消耗品を除く）
- (8) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、受託者が著作権者の承諾を得て、利用を行うこととする。
- (9) 本業務にて全部又は一部を再委託することは原則として認めない。ただし、本協議会と受託者の協議により本協議会が認めたときは、この限りではない。また、機密保持、知的財産権等に関して、本業務委託契約にて定める受託者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施すること。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと。あわせて、あらかじめ本協議会に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承認を得ること。

11. 委託料の請求

本協議会が実績報告書を受領して内容審査後、業務が適正に完了していることを確認し、その旨の通知があった後、受託者は、委託料を完了払請求書により請求するものとする。

なお、業務の円滑な遂行のために必要がある場合、前金払ができるものとする。

12. 委託料の返還

本協議会は、受託者が本業務の実施にあたり、本仕様書で定める事項に反した場合には、委託契約額の一部又は全額を返還させる権利を有するものとする。